

平成26年度 施策評価シート

作成日 平成 26 年 11 月 21 日

1 施策の概要

施策名 (節の名称)	No. 3 計画的な土地利用の推進					
部章節No.	第1部 第2章 第1節	評価担当部	建設部	関連部局	環境経済部 総務部	
総合計画書掲載頁	54 頁	記載責任者	平本和男			
総合計画 体 系	まちづくりの目標【部】	自然と調和した快適なまちづくり				
	施策の分類【章】	都市的魅力的創出				
施策の目的 (基本方針)	適切な土地利用規制・誘導により計画的な土地利用の実現をはかり、水とみどりの豊かな自然環境を基本とした市街地形成や都市的魅力的向上につとめます。					

2 施策を取り巻く環境

施策の現状	○ 本町の市街地は、中津と平原・田代及び高峰地域の一部に形成されており、それぞれの地域が抱える課題に応じた計画的な土地利用の推進を図るため、建築確認や開発行為などに際し、適切な指導を行っている。また、町の中心地として位置付けしている「役場庁舎周辺地区」においては、都市的魅力的向上を図るため、平成25年10月に旧保健センターを建て替えし、あらたに「健康プラザ」として新設整備をしている。 ○ 現在、第7回線引き見直し作業を進めているが、市街化区域内の土地利用の見込みが低い沢沿いの傾斜地山林などを市街化調整区域に逆線引きする方向で作業を進めているとともに、風致地区内における行為の許認可事務が、平成27年4月から町に移譲されることから、平成26年度において「町風致地区条例」の制定に向け取り組んでいる。
法令・制度 の変更	OH23.8：「地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律」（地域主権第二次一括法）成立 OH24.4：「風致地区内における建築等の規制に係る条例の制定に関する基準を定める政令」の一部改正施行 OH27.4：愛川町風致地区条例施行予定
施策の課題	○ 計画的な土地利用の推進については、今後とも引き続き、建築確認や開発行為などにおける適切な指導に努めていく必要がある。 ○ 役場庁舎周辺地区の整備については、中央公園が未着手となっていることから、今後、防災空間機能も兼ね備えた地区のシンボルとなる公園として、既存公共施設との関連や利用者の利便性、財政状況などを総合的に勘案した中で、研究していく必要がある。 ○ 風致地区の許認可権者が、平成27年4月から町長に権限移譲となることから、現存する緑地の保全、確保のため、許認可事務に精通した職員を育成する必要がある。

3 施策の成果指標 (基本方針を達成するため本施策に求められる成果を定量的に表記します。)

住民満足度	指標 (単位)	総合計画 策定時	中間値 (26年度)	目標値 28年度	達成度
	『計画的な土地利用の推進』について 「満足」と感じる住民の割合	28.2 %	20.1 %	38.0 %	C

主 な 目標指標	指標 (単位)	増減	総合計画 策定時	23年度	24年度	25年度	目標値 28年度	達成度
								—
								—
								—

4 施策の活動指標 (「3 施策の成果指標」の目的を達成するため本施策において町が行う活動内容等を定量的に表記します。)

主 な 活動指標	指標 (単位)	増減	総合計画 策定時	23年度	24年度	25年度	目標値 28年度	達成度
	企業誘致条例による立地企業数	増	2	2	3	4	5	A
								—
								—

5 総合計画の進捗状況調査に基づく基本施策の評価

基本施策		評価結果	基本施策		評価結果
No.	名称		No.	名称	
1	都市的土地利用の推進	B			
2	自然的土地利用の保全・活用	B			

6 総合評価

成果指標評価		C	活動指標評価		A	進捗状況調査結果		B
総合評価	B (自動判定)		→ 構成事務事業の見直しが必要な施策です。					
	総合評価結果に対する分析（施策全体について、進捗状況、有効性・効率性の観点から踏まえて分析してください。）							
	・ 計画的な都市基盤整備については、建築確認や開発行為などに際しての適切な指導のほか、「愛川町建築行為に係る道路後退用地整備要綱」に基づき、後退用地の買取を行い狭隘道路の解消も図っており、具体的な効果が見えにくいですが、少なくとも、適切な市街地形成に寄与しているものと考えます。 ・ 役場庁舎周辺地区の整備については、平成25年10月、それまで建物の老朽化や保健需要の増大への対応を求められていた旧保健センターを建て替えし、あらたに「健康プラザ」として、新設オープンし、保健機能の充実強化が図られている。 ・ 現在、第7回線引き見直し作業を進めているが、市街化区域内の土地利用の見込みが低い沢沿いの傾斜地山林などを市街化調整区域に逆線引きすることとしており、緑地保護の施策に繋がっている。 ・ 風致地区内における行為の許認可事務が、平成27年4月から町に移譲されることから、平成26年度において「町風致地区条例」の制定に向けて取り組んでいる。							

7 今後の方向性

方向性	☐ 現状維持 ☒ 一部見直し ☐ 大幅な見直し ☐ 新たな取り組みや事業を追加 ☐ その他
改善案などの内容	・ 役場庁舎周辺地区の整備において、中央公園が未着手となっていることから、今後、防災空間機能も兼ね備えた地区のシンボルとなる公園として、既存公共施設との関連や利用者の利便性、財政状況などを総合的に勘案していくことが必要である。 ・ この地区の関係地権者に加え、まちづくりや、この地区に整備費を投入することなどに対する熟度が全町的に高まることが重要となることから、こうした熟度を高める方策について、研究していく必要がある。

8 庁内行政評価委員会コメント

※主管部等では記入しないでください。

評価・方向性	所管部の方向性のとおり
--------	-------------

9 総合計画の進捗状況調査における取組の方向性の評価（事務事業の評価）

[illegible]